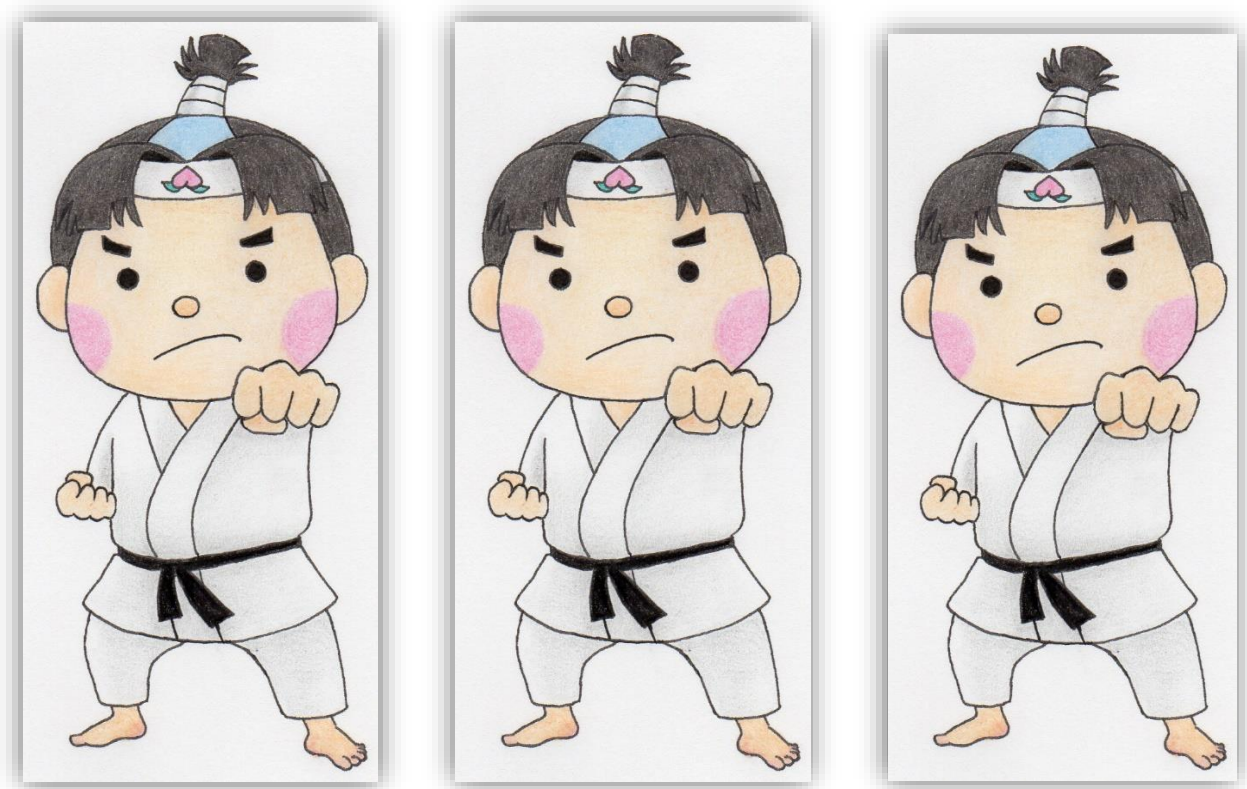


# 2021

# 重要事項説明書



<http://wanpaku.net>

※ホームページから各種届出書がダウンロードできます、わんぱく通信からログインして下さい。パスワードがわからない人は申し出て下さい。

# 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 第 1 事業者

事業者名称	社会福祉法人 春の風
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市港区春田野二丁目 3 1 0 1 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	長江 昭夫
電話番号	0 5 2 - 7 2 0 - 6 1 8 6

## 第 2 ご利用施設

施設の種別	保育所
施設の名称	わんぱく保育園
施設の所在地	名古屋市港区春田野二丁目 3 1 0 1 番地
管理者氏名	長江 昭夫
連絡先	電話 0 5 2 - 7 2 0 - 6 1 8 6 FAX 0 5 2 - 7 2 0 - 6 1 8 5 E-mail info@wanpaku.net

## 第 3 施設の目的・運営方針

わんぱく保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（平成 22 年法律第 164 号）及びなごや子ども条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- ① 多くの人とのふれあいやさまざまな体験を通して、夢や意欲を育みます。
- ② あそびを通して、自分も人も大切にできる協調性・社交性を育みます。
- ③ 青空保育を通して、自然、植物、動物とふれあい豊かな情緒と感性を育みます。
- ④ 裸足&ぞうり保育を通して、健康で元気な心と体を育みます。
- ⑤ 豊かな食育を通して、バランスの良い心と体を育みます。
- ⑥ 避難訓練を通して、災害への知識、命の大切さ、規律と連帯行動を育みます。

## 第 4 施設・設備等の概要

### (1) 施設

敷地	敷地全体	6 1 1 m <sup>2</sup>
	屋外遊戯場	2 6 9 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	6 5 7 m <sup>2</sup>

## (2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳 児 室	1 室	
ほ ぶ く 室	1 室	
保 育 室	3 室	わんちゃん組(2歳児クラス)、おさるさん組(3歳児クラス)、 きじさん組(4歳児クラス)、ももたろう組(5歳児クラス)
遊 戯 室	1 室	
調 理 室	1 室	

## 第5 利用定員

認 定 区 分		利 用 定 員
2 号 認 定 子 ども		5 4 人
3 号 認 定 子 ども	満 1 歳 以 上	2 4 人
	満 1 歳 未 満	1 2 人
受入可能人数：0歳・1歳で24名、2歳以上は66名の計90名		

## 第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員 数	常 勤	非 常 勤	備 考
園 長	1	1		施設運営管理者
副園長	1	1		会計責任者
主任保育士	1	1		
副主任保育士	2	2		
保育士	16	13	3	
看護師	1	1		
事務職員	3		3	出納責任者
調理員	4	3	1	管理栄養士・栄養士

※その他、必要に応じて職員を配置しております。

## 第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園 長	8 : 2 0 ~ 1 7 : 2 0	
副園長	8 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	出納責任者
主任保育士	8 : 2 0 ~ 1 7 : 2 0	

副主任保育士	8:20 ~ 17:20	早番・遅番あり
保育士	早番 7:20 ~ 16:20 中番 8:20 ~ 17:20 遅番 10:00 ~ 19:00 *ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
看護師	8:20 ~ 17:20	
事務職員	8:20 ~ 17:20	会計責任者・出納責任者
調理員	8:20 ~ 17:20 (16:20)	管理栄養士・栄養士

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間 ※12月29日から1月3日は休園日となります。

開所曜日	2・3号	月・火・水・木・金・土	
開所時間 (延長保育)	2・3号	平日	7:30 ~ 19:30 (25分まで)
		土曜日	7:30 ~ 19:30 (25分まで)
		日曜日・祝日	休園日
		コア時間	8:30 ~ 16:30

※表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

※保育利用時間は、保護者の就労時間(就労証明書の提出)+通勤時間ですが諸事情を勘案して施設長が決定します。未満児のお子さまの長時間利用は子どもにとって負担が大きいです。可能な限り就労形態を検討することをお勧めします。

第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育理念

「こどもの命」、「こどもの未来」、「親の夢」という大切な3つを預かるという使命感を強く心に添え戸田川緑地という恵まれた最高の環境を活かし保育に専念します。

(2) 当園の保育の目標

- ①多くの人とふれあいやさまざまな体験を通して、夢や意欲を育みます。
- ②あそびを通して、自分も人も大切にできる協調性・社交性を育みます。
- ③青空保育を通して、自然、植物、動物とふれあい豊かな情緒と感性を育みます。
- ④裸足&ぞうり保育を通して、健康で元気な心と体を育みます。
- ⑤豊かな食育を通して、バランスの良い心と体を育みます。
- ⑥避難訓練を通して、災害への知識、命の大切さ、規律と連帯行動を育みます。

(3) 当園の保育の内容に関する全体計画

目指す子ども像

愛と勇気と正義の子「ももたろう」

## 重点的に取り組む保育の柱

はだし保育・青空保育・縦割り保育・統合保育・月齢による早期進級・保育環境改善プログラムの実施・地域との一体保育

### (4) 年間行事 (変更・中止もあります)

月	行 事
4月	・入園式 ・健康診断
5月	・端午の節句
6月	・歯科検診
7月	・七夕 ・スケート
8月	・夏祭り
9月	・防災訓練(戸田川緑地公園)
10月	・全園児内科検診 ・進級式
11月	・港区年長児のつどい(ももたろう組) ・視力測定(どうぶつえん)
12月	・クリスマス会 ・年末警ら ・お泊まり保育(12月27日・28日)
1月	・進級式 ・スケート ・正月遊び
2月	・節分 ・名古屋市保育まつり(ももたろう組) ・運動発表会 ・スケート
3月	・ももの節句 ・全園児内科検診 ・お別れ会 ・卒園式 ・スケート ・自由保育期間(就労証明及びシフト提出が必要になります)

※ スイミング・身体測定・避難訓練は毎月実施します

※ 月に一度、歌やお遊戯の発表会があります。

### <重要>

各クラスの取り組みは0・1歳児は9:00から、2歳児以上は8:45から始まります。

お休みと遅刻の時は、9:00までにメール([info@wanpaku.net](mailto:info@wanpaku.net))又はキッズリーにて連絡して下さい。

### (5) 給食の提供

#### \* 内 容

- ・完全給食を実施しています。(玄米飯、主菜、副菜、汁物、手作りおやつ)
- ・毎月献立表にてメニューをお知らせします。

#### \* 食 材

- ・低農薬のお米、自然食品の調味料、原則として国内産のものを使用しています。
- ・化学調味料は使用せず、昆布や削り節を使用して塩分・糖分を控える工夫をしています。
- ・自家農園での野菜、旬のものを取り入れる工夫をしています。
- ・生鮮食品は主として市内業者にて購入しています。

#### \* 離乳食

- ・中期食、後期食、移行食に分けて個々の発育状況に合わせた調理をしています。

#### \* アレルギー

- ・乳卵の完全除去食です。
- ・アレルギー児には代替食を提供いたします。(対応に関しては担任にご相談ください。)

※宗教食は行っておりません。(お弁当を持参していただいております。)

#### \* お弁当日

- ・年1~2回程度実施します。園外に出かけたり、戸外で食べたりします。園外に出かける時は、水筒・

敷物などが必要です。

- ・火を通した煮物やおかずを入れ、果物は入れすぎないようにしましょう。乳酸飲料やジュース・お菓子類は入れないようにしてください。
- ・給食室の手づくり弁当を持って出かけることもあります。

(6) その他の事業の実施状況

・障がい児保育（統合保育）

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障がい児の成長・発達の促進を図り、障がい児に対する理解を深めます。専門機関との連携を促進し、本人の最大の利益を図ります。

・地域子育て支援事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児支援、子育てに関する相談指導や情報提供等を行います。（こうばん保育園）

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める利用料を口座引き落としにて頂きます。

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

- ・便宜に要する費用・・・当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する 費用	年会費（Tシャツ・エプロン・製作費等）	年3,000円
	共益費	月額 500円
	給食主食費（3歳～5歳児）	月額1,000円
	給食副食費（3歳～5歳児）	月額4,500円
	土曜日保育の主食費（3歳～5歳児）	日額 45円
	土曜日保育の副食費（3歳～5歳児）	日額 214円
	行事への参加費用	年額1,000円程度
	スイミング（月2回程度）	1回 770円
	スケート（年3回程度）	1回 1,500円
	寝具代	月額 750円～950円
	胴着代（きじさん組・ももたろう組）	4,000円
	Tシャツ（白・赤・青）（90～140cm）	1枚1,000円
	胴着ズボン	1,500円
防災帽子（園指定のため購入必須です。）	2,500円	

延長保育料、土曜日保育、年会費、共益費、主食費、副食費、スイミング、寝具代等は毎月ゆうちょ銀行からの自動集金となります。ゆうちょ銀行に口座のない方は、早急に口座を作って下さい。

## 第 1 1 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) 園のルールが遵守していただけないとき
- (4) 便宜に要する費用が3ヶ月以上滞納したとき
- (5) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

## 第 1 2 緊急時等の対応方法

### (1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

医療機関の名称	堂満医院
医師名	堂満 計哉
所在地	愛知県名古屋市港区七反野2丁目2302番地
電話番号	052-301-8840

## 第 1 3 非常災害対策

暴風、暴風雪警報 発令時	ア 暴風警報が当日の午前6時現在発令されており、継続することが予測される場合は、危険ですから登園は見合わせてください。 イ 登園後に発令された場合は、状況に応じて、できるだけ早くお迎えに来てください。 ウ 送り迎えに少しでも危険をきたす場合はお休みして下さい。
警戒レベル3 高齢者等避難発令時 警戒レベル4 避難指示発令時 特別警報発令時	保育園は休園になります。 登園後に発令された場合は通常の保育は中止になり、安全を第一に考えた対応をします。避難場所等情報はキッズリーにて配信します。
特別警報、警報発令時 大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪	ア 特別警報が当日の午前6時現在発令されており、継続することが予測される場合は、危険ですから登園をみあわせてください。 イ 登園後に発令された場合は、状況に応じて、できるだけ早くお迎えに来てください。 ウ 送り迎えに少しでも危険をきたす場合はお休みして下さい。
南海トラフ地震に 関連する情報（臨時）	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、情報の内容により、休園になる場合があります。（その都度の情報に従ってください）
避難訓練	毎月1回以上実施。火災・地震・自然災害・消火訓練
不審者訓練	年2回以上
非常災害用備蓄	非常災害用備品 ・子供用ヘルメット・・・53コ、 ・子供用防災頭巾・・・20枚 ・子供用くつ・・・10足、 ・子供用ライフジャケット・・・20着

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員用ヘルメット・・・21コ、職員用ベスト（オレンジ）・・・17枚</li> <li>・ヘッドランプ・・・2コ、拡声器・・・大1・小2、トランシーバー・・・</li> <li>18台、ラジオ・・・7台、懐中電灯・・・35コ、毛布・・・5枚</li> <li>・ブルーシート7枚、とらロープ・・・1本、キャリー・・・3台</li> <li>・ジャッキ・・・1台、スコップ・・・4コ、モニター付きスコップ・・・</li> <li>1台、非常用トイレ・・・75回分、軍手・・・27組</li> <li>・ろうそく・・・59コ、炊き出し用ガス代・・・1台、ガスボンベ・・・3</li> <li>本、釜・・・1コ、蒸し器・・・1セット</li> </ul>
非常災害用食料	<p>非常災害用食料備蓄食料（4回食分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水・・・108ℓ、アルファ米・・・80食（大人24人分・子供120人分）、子供用アンパンマンカレー・・・60箱（子供120人分）</li> <li>・大人用5年保存カレー・・・24箱（大人24人分）、無洗米・・・5kg×4袋、サバ味噌煮缶・・・120缶、みかん缶・・・62缶、カンパン・・・5枚入り×60袋</li> </ul> <p>☆1回献立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルファ米・・・80食（大人24人分・子供120人分）</li> <li>・アンパンマンカレー・・・60箱（子供120人分）</li> <li>・5年保存カレー24箱（大人24人分）</li> </ul> <p>☆1回献立×3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無洗米・・・36合（大人12合・子供24合）</li> <li>・水・・・5ℓ</li> <li>・ゆかりふりかけ・・・2袋</li> <li>・サバ味噌煮缶・・・42缶（大人12缶・子供30缶）</li> </ul> <p>☆間食</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みかん缶・・・62缶</li> </ul> <p>☆間食</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カンパン・・・60袋</li> </ul>

#### 第14 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、不審者対応訓練、避難訓練を徹底し、戸外活動時には防犯グッズ持参で万全を期しています。

#### 第15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。保育室にはカメラを設置し監視と録画、疑わしき行為は検証します。



## 第16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。まずは、苦情受付担当者へご相談下さい。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長 苦情受付担当者 主任（副主任）
第三者委員 (名古屋市社会福祉協議会)	名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター 名古屋市北区清水四丁目 17-1 相談時間 平日 9時～17時 TEL 052-910-7976 FAX 052-910-7977

## 第17 その他留意していただきたいこと

### ○早寝早起き 成長には十分な睡眠と規則正しい生活

成長ホルモンが出る時間帯に十分な睡眠時間をとってください。

遅くても21時までに就寝させてください、理想は20時です。

食品添加物満載の食事やファーストフードは禁忌、背が伸びない要因になります。

### ○朝食はしっかり食べる

朝ごはんを食べることにより、体温を上昇させ、目を覚まします。

血糖値が高まり、頭が働くようになるから、一日のスタートがよくなります。

なによりも生活リズムがつき、健康的になります。

### ○3歳までに、正しい生活習慣を身につける

「学びに向かう力」を高めるには、正しい生活習慣を身につけることが一番です。

「人の話を聞ける、協力する」という広い意味でも学ぶ力につながります。遅寝遅起きは禁忌です、子ども視点でのライフワークに努めて下さい、子どもの一生を左右します。

### ○歩く習慣を身につける

脳は歩くからこそ発達します、歩行することで「足」の筋肉を増強し、脛脛が第二の心臓の役割を果たし、それによって脳により多くの血液量を供給できるようになり、脳が活性化します。

登園時の徒歩は最高の環境です、毎日30分以上歩くことをお勧めします。すべては日々の環境が未来を創ります。

### ○送迎について

保育時間は、勤務時間+通勤時間です。買い物、寄り道などをせず、直接職場からお迎えに来て下さい。基本的に、お仕事以外で利用しないようにして下さい。

また、駐車マナーを守り、事故には十分に注意して下さい。近郊(1km)の方は徒歩をお勧めします。

### ○与薬に対する基本姿勢

- ①主治医から乳幼児に投薬された薬は、元来その保護者が与えるべきものである。
- ②保育園において、やむをえず保護者が与えることができないときは、保育園は保護者から所定の「連絡票」（当園においては与薬依頼票及与薬指示書）を求めたうえで協力する。
- ③慢性疾患の日常における投薬・処置については、その乳幼児の主治医または嘱託医の指示に従うとともに、保護者や主治医との連携を密にするように努める。
- ④くすりは、園児を診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものであること。
- ⑤保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できない。

## ○保育園で与薬に協力できる薬剤

抗けいれん剤、食物アレルギーの予防薬など、慢性疾患を抱える園児がどうしても決まった時間に投薬することが必要であると医師が判断する薬に限り、保育園での与薬を依頼することができます。

熱性けいれんを起こしやすい園児が用いる発熱時のけいれん予防の薬（ダイアップ坐剤）、食物アレルギー児が誤食によってアレルギー症状を起こした時に服用する薬（抗ヒスタミン剤）など、状態が変化した時に1回だけ用いる頓用薬もこれに含まれます。急性の病気では、本来保護者による日常的な看護が必要で、保育園にいる間に薬を服用しなければならない状態は登園にふさわしくありません。従って、いわゆる『かぜ薬』と称される薬、すなわちせきや鼻水、下痢など、急性疾患に対する薬は、抗生物質も含めて園での与薬の対象にはなりません。塗り薬などの外用薬については、医師が処方した薬で、保育園にいる間にもどうしても外用する必要がある場合のみ許可します。市販の一般薬は原則として認めません。

## ○保育園における感染症について

厚生労働省の「2012年改訂版保育所における感染症ガイドライン」において「保育所は毎日長時間にわたり集団生活をする場所で、午睡や食事、集団での遊びなど濃厚な接触の機会が多く、飛沫感染や接触感染への対応が非常に困難である」と記載されています。

例えば、保育所ではインフルエンザウイルスやノロウイルスなどの集団感染がしばしば発生しますが、これらの感染症においては、本人は症状がなくなつたと感じていても、ウイルスを排出していることがあるため、症状回復後すぐに登園した場合、周囲にうつしてしまう可能性があります。感染症の可能性を感じたらすぐに病院を受診し診断をしていただき、感染症の恐れがないと医師から診断されるまでは家庭保育をお願いいたします。集団感染の予防にご協力をお願いいたします。

特に乳児のお子さまにおきましては母親から胎盤をとおしてもらっていた免疫が生後数ヶ月以降に減り始めるので、とても感染症にかかりやすいです。乳児は鼻道や後鼻孔が狭く、気道も細いため、風邪などで粘膜が腫れると息苦しくなりやすく呼吸困難になりやすいとともに、体内の水分量が多く1日に必要とする体重あたりの水分量も多いため、発熱、嘔吐、下痢などによって体内の水分を失ったり、咳や鼻水等の呼吸器症状のために哺乳量や水分補給が低下すると脱水症にもなりやすいなど感染症にはとても弱いのです。

乳児のお子様におきましては特に集団保育では十分な保育ができない場面が多々ありますので、少しでも不安のあるときは家庭保育で安静にさせていただきようお願いいたします。

また、感染症が治癒しましたら園指定の登園許可書が必要となりますのでホームページから印刷していただき、医師にて記載いただきますようお願いいたします。

※学校保健安全法施行規則第18条における感染症の種類について

## 〇おともだちとのトラブルについて

・お友達同士のトラブルは成長には欠かせない経験です。しかしときには小さな怪我、大きな怪我に繋がってしまいます。

わんぱく保育園では、怪我（かみつきのひっかき等）をさせてしまった子・怪我をしてしまった子、両方に寄り添うことを心掛けています。怪我をさせてしまった子にも？と思われるかもしれませんが、怪我をさせてしまった子は「自分の思いを言葉で表現できなかった」というフラストレーションと「怪我をさせてしまった」という後悔「ぼく・わたしはわるくない！」という気持ち等で、心が満タンになっていることが多いのです。そのためより丁寧な対応が必要だろうと考えています。そして怪我をしてしまった子には「いたかったね、かなしいね」と寄り添うことはもちろん、「〇〇ちゃん、〇〇君はどうしてかみついたんだろうね・・・」と原因を追究し相手の思いを想像させ、相手を許すことができるころを作っていきたいと考えています。もちろん怪我には適切な処置を行います。

以上のことを踏まえ、保護者の方には怪我をさせてしまった事実を相手の名前を含め包み隠さず報告するようにしています。

お家でも、「相手に怪我をさせてしまったことは良くなかった事だよ」と伝えることにとどめ、「ダメな子」「悪い子」というレッテルを貼らず「思い通りにならなくて残念だったね、そういうこともあるね、でも次はきちんとことばで伝えられるといいね」などと寄り添った言葉がけをおすすめします。そうすることで怪我をさせてしまった子は自分の心を知り、正しい自分の気持ちの伝え方を学べるようになっていけると良いと考えています。

怪我をしてしまった子にも注意が必要です。「怪我をさせた子が悪いね」という事だけを伝えると、今度は自分が噛みついたり引っかいたり、怪我をさせてしまったときに「自分が悪い」という考えを作ってしまいます。また、「怪我をさせたこと＝悪い」、「けがをさせられた＝悪くない」という簡単な理屈で終わってしまいます。様々な思いやケースがあるのだという考えを教えていただければ幸いです。

グローバル社会になり久しい時代。様々な思想や習慣があります。おともだちとのトラブルは良い・悪いという二者択一的な考えではなく、「どうしてぼく・わたしにかみついたんだろう・・・」という相手（他者）の気持ちを想像し、相手を理解し、さらに許す力を身に付けさせてあげられる良いチャンスではないでしょうか。

## 〇ライブ配信・動画配信について

わんぱく保育園では初年度より動画配信を令和2年度よりライブ配信を行っております。保護者の方への限定配信となっておりますのでご了承ください。

(最終改正：平成 24 年文部科学省令第 11 号) わんぱく保育園における重要事項に関する同意書兼契約)

**【自宅保管用】**

わんぱく保育園における重要事項に関する同意書兼契約届

当園における保育の提供を開始するに当たり、「わんぱく保育園 重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

わんぱく保育園

園 長 長江 昭夫

私は、「わんぱく保育園 重要事項説明書」に基づいてわんぱく保育園から重要事項の説明を受け、同意しました。また、名古屋市からの「保育利用決定通知書」に基づき、わんぱく保育園の入所を確認したことを届け出します。

令和 年 月 日

児 童 氏 名 :

保 護 者 氏 名 :

児童から見た続柄 :

保 育 園 処 理 欄	
----------------	--

**【園提出用】**

わんぱく保育園における重要事項に関する同意書兼契約届

当園における保育の提供を開始するに当たり、「わんぱく保育園 重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

わんぱく保育園

園 長 長江 昭夫

私は、「わんぱく保育園 重要事項説明書」に基づいてわんぱく保育園から重要事項の説明を受け、同意しました。また、名古屋市からの「保育利用決定通知書」に基づき、わんぱく保育園の入所を確認したことを届け出します。

令和 年 月 日

児 童 氏 名 :

保 護 者 氏 名 :

児童から見た続柄 :

保 育 園 処 理 欄	
----------------	--